限定承認公告

本籍山形県天童市大字長岡二八一番地四、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目六一番地一三　被相続人　亡　遠藤　安博

右被相続人は平成二十六年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十七年三月九日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

東京都千代田区九段北四―一―五市ヶ谷法曹ビル一〇五　かすが・國塚法律事務所

相続財産管理人遠藤眞一

右代理人弁護士　浦岡由美子

限定承認公告

本籍大阪府四條畷市二丁通町五番、最後の住所大阪府四條畷市二丁通町五番八号

被相続人　亡　髙垣　正文

右被相続人は平成二十六年十二月推定二十日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字塚浦五番地一三　限定承認者　髙垣　登

社債権者集会決議認可公告

平成二十七年二月二十七日開催の当社第一回無担保転換社債権者集会及び第一回無担保新株引受権付社債権者集会における左記決議について裁判所の認可（新潟地方裁判所平成二十七年三月十日決定）を得ましたので公告致します。

社債権者各位

記

一　株式会社テクノリンクが平成十一年三月三十一日に発行した第一回無担保転換社債につき、平成十一年五月一日から平成二十七年三月二十八日までと定められた転換請求期間を、平成十一年五月一日から平成三十年三月二十八日までと変更する。本社債の転換請求期間変更にともない、本社債の償還期限についても平成三十年三月二十八日までと変更する。

二　株式会社テクノリンクが平成十一年三月三十一日に発行した第一回無担保新株引受権付社債につき、平成十一年五月一日から平成二十七年三月二十八日までと定められた新株引受権行使期間を、平成十一年五月一日から平成三十年三月二十八日までと変更する。

平成二十七年三月二十三日

新潟県新潟市秋葉区荻島二丁目三〇番一五号

株式会社テクノリンク

代表取締役　小林　辰之

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十七年五月二十九日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定するため、平成二十七年四月十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使することができる投資主といたします。

平成二十七年三月二十三日

東京都中央区晴海一丁目八番八号

ＳＣリアルティプライベート投資法人

特定資本金の額及び優先資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を三百三十五万円減少し、優先資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十七年三月十日付官報の号外第五十号五十九頁に掲載されています。

平成二十七年三月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

大正プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金を金十二億五千万円減少し金六千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十一日

掲載頁　七十三頁（号外第八十二号）

平成二十七年三月二十三日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース タックス税理士法人内

ガーデニア特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十七年四月七日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記減価償却費、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(ii)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(iii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iv)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金八十億七千五百五十万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は十六万一千五百十口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金八十億七千五百五十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十七年三月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十七年二月二十三日掲載のＴＩＳソリューションリンク株式会社に係る吸収分割公告中「顧客常駐型オンサイトサービス事業の一部」とあるは「顧客常駐型オンサイト事業の一部および宇宙関連事業」、並びに「東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号」とあるは「東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号新宿スクエアタワー一八階」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年三月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号新宿スクエアタワー一八階

ＴＩＳソリューションリンク株式会社

代表取締役　西野　隆英

正誤

ページ	段	行	誤	正
四九	下	一三	終りから	各券の頭
			各券の頭の	

平成二十六年十二月二十二日（号外第二百八十七号）厚生労働省告示第四百八十二号（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件）（原稿誤り）

平成二十七年二月二十七日（号外第四十三号）厚生労働省告示第四十一号（平成二十七年度技能検定実施計画を定める件）（印刷誤り）

二〇	下	一〇～一二	テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十九日付特第九号二ページ　府調達第五四号四八ページ

●同月二十三日付第六三号九六ページ　●同日付官政第一ページ　●二月十七日付参会第六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）